

第22号

社会福祉事業経営者と事務担当者のみなさまへ

平成29年10月10日発行

# ksk-info

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会  
福祉部 施設・団体事業推進課内  
社会福祉法人経営改善支援事業担当

電話 044-739-8722 (相談専用)

FAX 044-739-8737

E-mail [keisoudan@csw-kawasaki.or.jp](mailto:keisoudan@csw-kawasaki.or.jp)

H P <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

「ksk」とは川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業の略称です【Kawasakisishakyo Shakaifukushihoujin Keieikaizensenjigyo】

「ksk-info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。

## 経営相談

社会福祉事業者の経営知識・法人運営に関する相談を受け付けております。

無料

経営改善支援事業とは？

### 【相談方法】

- ①悩みがあったらご連絡ください(メール・電話・FAX ご都合のよい方法で)
- ②市社協で相談受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

#### 受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付

#### 連絡先

- 上記電話番号・FAX 又は [E-mail](mailto:keisoudan@csw-kawasaki.or.jp) にてご連絡ください。



川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉事業者が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人をサポートいたします。

※相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っております。

事業案内チラシはこちらをクリック

## 研修会報告 「今振り返る 新社福法における法人運営手続き」開催報告

平成29年9月15日(金)、川崎市総合福祉センター大会議室を会場に市内社会福祉法人を対象に標記研修会を開催しました。

本年4月に全面施行された「改正社会福祉法」について内容の再確認と、これまでに認識された疑問点についての解説を、当会経営改善支援事業の相談員である 松本和也 氏(株式会社福祉総研 代表取締役)を講師として開催し、川崎市内31法人(55名)の参加を得ました。

参加法人からは「大変わかりやすかった」「時間が短い、もう少し時間をかけてやってほしい」、「施行前と施行後では理解度が違うので、定期的な研修は必要だと思う」等の意見や感想が寄せられました。

また、研修会後のアンケートでは、次年度以降に希望する研修内容について伺っており、その中では労務関係の内容についての声も多く、今後の検討課題となりました。

アンケート結果(一部掲載)

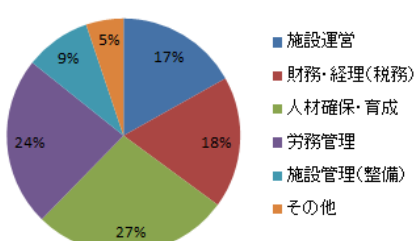
### 研修会(理解度)



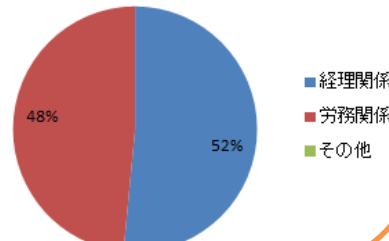
### 研修会(満足度)



### 今後の希望する研修テーマ



### 実務者向け研修テーマ



## お知らせ

厚生労働省のサイト「社会福祉法人制度改革について 9. 参考資料 Q&A」が更新(9月26日付に)されています。

クリックで詳細

「厚労省 制度改革」で検索

## ありがとうございました!

8月に各法人様にご依頼しましたアンケート調査にご協力下さりありがとうございました。情報は川崎市(担当課)と共有いたします。

相談担当専門家からの

## あるある相談コーナー【第 14 回目】



## ～ 社会福祉法人の役員報酬 ～

みなさん、こんにちは。

新しい社会福祉法が完全施行されて半年が経過しますが、法人運営は滞りなく行われているでしょうか。今回のこのコーナーでは、新法施行後の大きなテーマのひとつである、評議員・役員報酬について考えてみましょう。

**(1) これまでの役員等報酬の位置づけ**

社会福祉法人における役員は理事及び監事を指します。評議員は役員ではなく、これは法改正前から変わっていませんが、ここではその性質に鑑みて、評議員・役員に対する報酬を「役員等報酬」と位置付けてお話を進めます。

従前の社会福祉法人では、役員等報酬を支払うことは“あまりしないほうがよいこと”というイメージが強く、役員等報酬が無報酬であることがあたかも社会福祉事業を行う社会福祉法人に対する奉仕の証明であるかのような風潮がありました。このことは、次のような通知等の文言からそうとらえられていることが多かったようです。

**<定款準則> (法改正前)**

(役員報酬等)

第 8 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによつては、支給しない。

**(2) 新法における役員等報酬の記述**

新法では、評議員の報酬は定款で定める必要があり、また役員報酬についても評議員会で承認する必要があります。無報酬である場合にも、その旨を定めなければなりません。

具体的な定め方としては、評議員報酬についてはその総額を定款で定め、具体的な支給基準を別途規程で定めることとなります。また役員に対する報酬は、業務の内容ごとに定めた報酬の規程を評議員会が承認します。そして、定めた規程に基づいて、対象となる評議員や役員には、必ず報酬を支給しなければならないこととされています。

また、これらの報酬の額を定めた規程(いわゆる「役員等報酬規程」)は、インターネットによって公開することが求められています。

**【社会福祉法人定款例】の文例**

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

**(3) 資金運用通知における記述**

このとき問題となるのが、各資金運用通知との整合性です。前述のように、社会福祉法人における評議員や役員に対する報酬は、無報酬であることが少なくなく、その動機の一つとなっていたのが資金運用通知です。特に措置施設における措置費や保育所における委託費は、“利用者に対するサービスの質を確保すること”が唯一無二の目的であるため、これまでも一部の役員等に対する報酬に充てることは可能ではありましたが、自粛されてきた傾向にあります。

しかし今般の法改正に基づいて、これらの通知も改正され、例えば施設長を兼ねる役員にも役員報酬を支払うことが可能になりました。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」

平成 16 年 3 月 12 日 / 雇児福発・社援基発・障障発・老計発第 0312002 号)

改正前	改正後【平成 29 年 3 月 29 日】
<p>(問 11) 局長通知の 3 の (4) 及び 4 の (1) にいう「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。</p> <p>(答) 2 (略) <u>ただし、理事長又は理事が施設長等を兼務している場合の理事長又は理事の役員報酬は対象経費としては認められない。</u></p> <p>また、役員報酬については、<u>勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給しているものであること。</u></p>	<p>(問 11) 局長通知の 3 の (4) 及び 4 の (1) にいう「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。</p> <p>(答) 2 また、役員報酬については、<u>対象経費として差し支えないが、役員報酬規程等を整備した上で、勤務形態に即して支給しているものであること。</u></p>

『子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」の一部改正について

(平成 27 年 9 月 3 日 / 府子本第 256 号・雇児保発 0903 第 2 号)

改正前	改正後【平成 29 年 4 月 6 日】
<p>(問 13) 経理等通知の 3 (1) 及び 3 (2) に関して、当該保育所を設置する「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。</p> <p>(答) (略) <u>ただし、当該保育所を設置する法人の役員等が保育所の施設長等を兼務している場合の役員報酬は対象経費として認められない。</u>また、<u>例えば役員報酬については、勤務実態に即して支給しており、役員報酬規定等を整備した上で支給しているものであることなど、人件費・事務費を問わず、保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。</u></p>	<p>(問 13) 経理等通知の 3 (1) 及び 3 (2) に関して、当該保育所を設置する「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。</p> <p>(答) また、役員報酬については<u>対象経費として差し支えないが、役員報酬規定等を整備した上で、勤務形態に即して支給しているものであること。</u></p>

※いずれも原文ママ、下線は筆者

これらの改正では、いずれも“役員と施設職員を兼務している者の役員報酬に、措置費や委託費は充当できない”という主旨の文言が削除され、このような役員にも報酬を支払うことができるようになっていきます。しかし改正後でも残されているのは“勤務形態に即して”の文言で、このことは新法においても求められていることです。つまり役員としての業務に対して支払われる報酬であるわけで、いくら「役員報酬」という名称が付されていても、民間企業等におけるそれとは一線を画すものであり続けることは間違いないのです。

私個人の意見としては、施設長など施設の職員としての給与を受けることなく、役員としての業務を遂行しているのであれば、それに見合った報酬を支払うのは当然のことですが、例えば施設長としての給与を受けているのであれば、役員としての責任や業務の範囲は施設長としての業務に付随するものとして考える方が、無難ではないかと考えています。

なお、それぞれの役員等に対して支払われる額は所轄庁への報告事項であり、報酬の総額は現況報告書に記載して公表しなければなりません。

#### (4) 監事報酬の考え方

さて、ここからは筆者の私見を交えてお話しします。

前述のように、これまでの社会福祉法人の役員に対しては無報酬のケースが多かったのですが、



逆にこのことが社会福祉法人における経営の透明性の確保に関する阻害要因となっている、という面があったことも否めません。

しかし昨今ニュースやインターネットで取り上げられている社会福祉法人の不正事件などは、その一因は監事が機能できなかったことにあるのではないかと私は考えています。監事の側に立てば、大した報酬もないのに監事監査報告書への押印を求められて責任を負わされることは、世間の常識から考えればあり得ないことです。つまりそれなりに監事報酬を支払うことは、監事が有効に機能するために必要な条件であり、それが担保されなかったことが大きな要因の一つだと考えています。役員等、特に監事に対する報酬の支払いがもう少し柔軟な制度になっていれば、もしかしたら今回の法改正の内容は少し変わったものになったかも知れません。

そこで、今般改めて役員等報酬を支払うことが可能になったわけですから、ガバナンスの効いた法人運営を確保するためにも、監事監査の報酬を考えてみてはいかがでしょうか。監事であっても、評議員会や理事会の出席報酬は理事と同額でもよいでしょう。しかし監事監査には一定の時間を要しますし、ある程度の専門知識も求められます。半日、或いは場合によっては1日の時間を割いていただき、監査報告書に押印して“適正である”と証明してもらうことは、1回の理事会に出席して議事録に押印するという業務とは一線を画します。その責任に見合った報酬を支払うことは、検討に値するのではないのでしょうか。

一般社会では“働きに対する報酬を支払う”ということはごく当然のことであり、逆に報酬を受け取る側にすれば“報酬を受けるに見合うだけの仕事をしなければならない”という意識を持つことにつながります。余談ですが、私のような仕事（例えばコンサルティングなど）をしていますと、毎月いただく顧問料や業務委託料に見合うだけの仕事ができているかがいつも気になり、何もご要望がなく、また用事がなくても定期的に法人様に足を運ばないと、不安になってしまうものです。つまり報酬を受けるといことは、そのための時間を確保してある程度の拘束を受けるといことなのです。

これまでの社会福祉法人では、例えば理事に対しては理事会に出席することに対する報酬が若干支払われることはありました。しかし新法では役員等の損害賠償責任についても言及しているように、役員等はまさに、法人運営に対しての責任を負わねばなりません。また監事は理事会に必ず出席した上で理事会の業務執行状況を監視し、年度末には監事監査を実施しなければなりません。責任を持った業務を遂行するためには一定の知識と時間、また正義感も必要になるでしょう。このようなことから、業務や時間に応じた報酬を支払い、それに見合う責任を果たしてもらうことが、これからの社会福祉法人には必要なのではないのでしょうか。

大変寂しいことではありますが、戦後復興期のような、国民の福祉マインドだけで対応できる時代は、もう終わりを迎えているような気もいたします。

今回は新法施行で規制緩和されたとも言える役員等報酬について考えてみました。皆様の法人運営の参考になれば幸いです。

松本 和也氏



松本氏は当事業の相談を担当している専門家。全国各地での研修会開催、書籍の出版などの活動も行っている。  
株式会社福祉総研所属。

「あるある相談コーナー」今までのテーマ（平成28年度以降）

- ①資金収支計算書と事業活動計算書
- ②会計基準法令と平成28年度決算のスケジュール
- ③社会福祉法改正で変わること
- ④社会福祉充実残高と社会福祉充実計画
- ⑤平成29年4月からの会計処理の留意点

※市社協HPで過去の記事掲載しています！

「ksk-info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。また、情報誌や事業に関してご意見やご感想がございましたら下記連絡先までご連絡ください。